ロ　第八十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した発電用原子炉施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間
ハ　第八十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［略］	施設管理を実施した発電用原子炉施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
二　運転記録（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	［略］	［略］
［イ～ヌ　略］		
ル　第八十七条第六号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置	その都度	一年間。ただし、運転上の制限からの逸脱があった場合は、当該記録について五年間とする。
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）	［略］	［略］
［イ～チ　略］		
四　［略］	［略］	［略］
五　放射線管理記録		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［略］	［略］
［ロ～ル　略］		
［六～九　略］	［略］	［略］

ニ　第八十一条第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体又は廃棄した後五年が経過するまでの期間
ホ　第八十一条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	［同上］	保守管理を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
二　［同上］	［同上］	［同上］
［イ～ヌ　同上］		
［加える。］	［加える。］	［加える。］
三　燃料体の記録（イからトまでに掲げる事項については、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）	［同上］	［同上］
［イ～チ　同上］		
四　［同上］	［同上］	［同上］
五　放射線管理記録		
イ　原子炉本体（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合を除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（同項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	［同上］	［同上］
［ロ～ル　同上］		
［六～九　同上］	［同上］	［同上］